

防衛省訓令第49号

防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第6条及び第10条の規定を実施するため、防衛省内部部局の自衛官の定員に関する訓令を次のように定める。

平成26年7月31日

防衛大臣 小野寺 五典

防衛省内部部局の自衛官の定員に関する訓令

改正 平成27年10月 1日省訓第39号
令和 3年 3月16日省訓第 9号
令和 4年 3月15日省訓第10号

防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第6条に規定する自衛官の定数のうち、同法第10条の規定により内部部局に置く自衛官の定員は、次の表のとおりとする。

所 属	定 員
大 臣 官 房	1 2 人
防 衛 政 策 局	2 2 人
整 備 計 画 局	7 人
人 事 教 育 局	3 人

地 方 協 力 局	6 人
合 計	5 0 人

附 則（平成26年7月31日省訓第49号）

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日省訓第9号）（抄）

この訓令は、令和3年3月16日から施行する。

附 則（令和4年3月15日省訓第10号）（抄）

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。